

事務連絡
平成30年10月19日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

(別添1)

点検対象施設

1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

(別添2)

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。

・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って行うこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

～障害者支援施設等の皆さまへ～

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！
(簡単・スピーディーに！)



PC・スマホから、被災内容が報告できる



災害時情報共有システム をご利用ください！

🏠 地震や台風などが発生したら・・・？



災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。



このメールアドレスから
メールが届きますので
受信設定をお願いします。

s-saigai@wamnet.wam.go.jp

※厚生労働省が本システムに登録をした災害時に、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録されているシステムからの連絡用メールアドレスまたは、各自治体より本システムに登録された各事業所の緊急連絡先メールアドレスに送信されます。

特徴

①

メールが届いたら
URLをクリック！
IDやパスワードの
入力は不要です！
(すぐに報告できます！)

特徴

②

時間の経過で
変化する被災状況
について、
都度、最新状況の
登録が可能です！

報告方法の詳細は裏面でチェック！



【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で
すぐできる！

1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

災害発生 !!

地方自治体



施設の皆さまに
メールが届きます！

From: **s-saigai@wamnet.wam.go.jp**
Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示 (〇〇県)

このアドレスから
メールが届きます！

送信されるメール例

〇〇事業所 ご担当者様
〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

アクセスURL 〇〇施設 : <https://www.wam.go.jp/s-saigai/>

災害情報確認後、以下の手順にて施設の被災状況報告を実施してください。
手順1.システムにアクセスし、被災状況を入力する。
手順2.画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールはシステムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

アクセスURLを
クリック！

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

2 被災状況を報告します

被害なしの場合

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等
上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

最終更新者 最終更新日時

実員 : 人 + -
 被害なし 被害あり

① 「被害なし」をクリック

② 「登録」ボタンをクリックし完了

被害ありの場合

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等
上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

最終更新者 最終更新日時

実員 : 人 + -
 被害なし 被害あり

■ 人的被害の状況
被害有無

① 「被害あり」をクリックし、以下に続く「人的被害の状況」などの各項目に、状況を入力します。
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 入力したら、「登録」ボタンをクリックし完了

※後から追加で報告することも可能ですので、その都度、分かる範囲を報告して下さい。

? 困ったときは・・・

①被災状況報告のメールを紛失したら？

→右記URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>) にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先メールアドレスを入力して、「被災状況登録メール送信」ボタンをクリックすると、メールを受信できます。

②登録されているメールアドレスの変更を行いたい。

→①のURL内のメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックすると、施設情報更新申請用メールを受信できますのでメール記載のURLから所管自治体へ変更申請が可能です。



しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かいせい に

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障へき壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



～することでいかがでしょうか

建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



合理的配慮の提供

～をお手伝いしましょう！



知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎03-5253-2111（代表）

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

岡山県 最低賃金

令和7年
12月1日 から
時間額

1,047 ^{前年比 UP} 65円 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
岡山労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



岡山労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!^(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方

時間給 円 \geq 最低賃金額(時間額) 円

B 日給の方

日給 円 \div 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 \geq 最低賃金額(時間額) 円

C 月給の方

月給 円 \div 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 \geq 最低賃金額(時間額) 円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!



業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック!



助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
審査
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給
審査

手続きを動画でチェック!



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R7.9)

18歳から 大人!

新生活
スタート
応援!

考える!新成人

2022年4月からは、
18歳の誕生日が来たら大人です!



大人なので、
取り消せません。

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。

大人なので、
契約できます。

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

大人なので、
必ず確認。

契約を結ぶ際には、
事前に契約内容を
確認しましょう。

大人なので、
無理はしない。

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。



契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

※飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません。

新成人、こんなトラブルにご用心!



裏面をチェック! /

ちょっと待って!



こんなトラブルに注意!

1 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?)
- 解約条件をしっかり確認しましょう!(解約方法など)
- 証拠を残すため事業者連絡した記録を残しましょう!

2 美容医療

事例

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう!
- 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう!
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう!
- その美容医療は「今すぐ」必要? 最後にもう一度、確認しましょう!

3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

事例 1

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例 2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう!
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)!
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うことに)なってしまっても!
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」

188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イザヤン

LINE公式アカウント

消費者庁 若者ナビ!

LINE友だち登録はこちら!



「18歳から大人」の方に、
今知ってほしい
情報はこちら!



「#18歳から大人」でも
情報発信しています!



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan
2022年3月発行

各指定事業者様
(市内全サービス)

岡山市保健福祉局事業者指導課長

指定障害児通所支援等の適正な運営について

このたび、市内の指定障害児通所支援事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項第6号、第7号に該当する事実が認められたため、当該事業者に係る指定の取り消しを行いました。

こうした事案が発生したことについては、誠に遺憾であります。

各事業所・施設におかれましては、平素から適正な運営に御尽力いただいているところですが、今回の事案発生を踏まえ、今後、このような不祥事が発生することのないよう、改めて事業運営について再点検を行うとともに、法人役員及び事業所の管理者を含む全職員に対して法令等の遵守について周知徹底を図り、適正な事業運営の確保に万全を期してください。

記

- 1 処分の内容
指定の取り消し
- 2 処分の理由
不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）
虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号）

岡山市保健福祉局事業者指導課障害事業者係
TEL 086-212-1015

【質問票】

年 月 日 岡山市事業者指導課 障害事業者係宛 Fax:086(221)3010
--

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			

利用者事故等発生時の対応について

1 事故発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講ずること。
- (2) 速やかに利用者の家族、岡山市、支給決定市町村等に連絡・報告を行うこと。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるとともに、全従業者に周知徹底すること。

3 岡山市への報告

(1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生（社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。（平成 17 健発 0222002 号）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合)

④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるとき

(2) 報告事項

岡山市への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、岡山市、支給決定市町村に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、岡山市、支給決定市町村に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

4 提出先

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係

〒700-0913 岡山市北区大供 3-1-18 (K S B 会館 4 階)

T E L 086-212-1015

F A X 086-221-3010

E メール syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

※支給決定市町村にも報告してください。支給決定市町村が岡山市の場合は、障害福祉課又は保健管理課となります。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第81号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第82号）第58条第1項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (4) 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第83号）第32条第1項及び準用規定
- (5) 岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第94号）第18条第1項

- (6) 岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第95号）第16条第1項
- (7) 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第45号）第45条第1項
- (8) 岡山市通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第79号）第52条第1項及び準用規定
- (9) 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第80号）第48条第1項及び準用規定

(記入例)

障害福祉サービス事業所 ・ 障害者支援施設
相談支援事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム
障害児施設 ・ 障害児通所支援事業所

利用者事故等報告書

指定権者(岡山市の事業所は岡山市)とともに、
支給決定市町村にも提出してください。
また、欄の幅や高さは適宜調整してください。

令和 4年 3月 1日

岡山市長 様

法人代表者名で提出してください。

(事業所・施設等の名称)

〇〇就労支援センター

(事業者・施設設置者等の職・氏名)

(社福) 〇〇 理事長 △△ △△

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	事業所 花子 (男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女)	生年 月日	昭和50年 1月 1日 (満38歳)
住 所	岡山市北区大供三丁目1-18		
支給決定 市町村	岡山市	利用サー ビス名	就労継続支援B型
事故等 発生日時	令和 4年 2月 27日 (水曜日) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時30分頃		
事故等 発生場所	訓練・作業室		
事故等の状況 及びその原因	(状況) △△の作成作業中、他の利用者とふざけて押し合いを行い転倒。転倒の際に支えた右手に腫れがあり、本人が痛みを訴えていた。 ----- (原因) 他の利用者とふざけて押し合いを行っていたことを放置していたこと、作業道具が足元に落ちていたためつまづいたのが原因と思われる。		
事故等に対する 対応及び家族等 への説明内容と それに対する反応	(対応) 直ちに〇〇医院に連れて行き、診察を受けたところ、右手中指の骨折と打撲と診断された。 医療機関受診状況、けがの診断結果など対応内容を記入してください。 ----- (家族等への説明内容と反応) すぐに管理者が母親に連絡し謝罪を行うとともに、けがの補償について説明を行った。母親からは軽い怪我だったので、引き続き通える軽作業の実施をお願いされた。		
再発防止策	事故防止のため担当職員会議を行い、ふざけあい等に対するの注意を徹底するとともに、利用者全員で反省会を開催し、利用者自身に再度の意識付けを行った。		
事業所の 担当者	(担当者名: 岡山 太郎 (サービス管理責任者)) (TEL: 086-XXX-XXXX FAX: 086-XXX-XXXX)		
備 考			

岡山市内障害福祉サービス等運営事業者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部
事業者指導課長

事業者指導課来課時の注意事項について

平素から、本市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の各種申請・相談及びその他の用務で事業者指導課にお越しいただく際は、下記の注意事項をご確認の上、ご来課くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

- ① 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。
※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。
- ② 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。
いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。
- ③ K S B会館には、当課への来客用駐車場はありません。
車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより1時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。
※当課にご用の方が、K S B会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18
K S B会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
障害事業者係
Tel : 086-212-1015